

平成22年12月9日

於：三番町共用会議所「三番町大会議室」

水産政策審議会 第49回資源管理分科会議事録

水産政策審議会第49回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成22年12月 9日 午前10時30分

閉会 平成22年12月 9日 午前11時21分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	梶 克之	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久
	東村 玲子	福島 哲男	宮原 邦之	安元 杏
	山下 東子			
特別委員	今村 博展	金田 一義	高橋 健二	中田 邦彦
	米田 清			

3 水産庁側出席者

江口資源管理部長

内海管理課長

木島資源管理推進室長

長谷沿岸沖合課長

香川漁場資源課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
1. 配付資料確認		1
1. 議	事	1
諮問第189号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条		
	第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
1. そ	の	他 1 4
1. 閉	会	1 7

開 会

○内海管理課長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第49回資源管理分科会を開催させていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告をいたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中9名の方全員が出席されておりますので定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

なお、本日出席していただいております小川特別委員は、けさ、欠席ということで連絡が入ったということです。金田特別委員は後ほどお見えになると考えております。

配付資料確認

○内海管理課長 審議に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。封筒の中に資料があると思いますので、それをごらんください。

資料としまして、分科会議事次第が1枚、資料の一覧が1枚、その次に資料1として、委員の名簿がついております。資料2として、本日の諮問の表紙がございます。その下に別紙ということで、今回、TACを変更しますと基本計画の改定になりますので、その新旧対照表であります。資料2-1として、横長の紙がございます。最後に資料2-2ということで、すけとうだら（太平洋系群）TACについてという資料がございます。

もし不足のものがあれば事務局にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願いをいたします。

議 事

○櫻本分科会長 おはようございます。

早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が1件でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願ひいたします。

諮問第189号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条
第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 早速、審議事項に入ります。

諮問第189号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○内海管理課長 管理課長の内海でございます。

諮問第189号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」を御説明させていただきます。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

22水管第1647号

平成22年12月9日

水産政策審議会

会 長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第189号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

今回の諮問については2点ございます。本年、22年漁期のすけとうだら、オホーツク海南部のものと太平洋系群の追加配分及びT A Cの改定について御審議をいただきたいと考えております。

まず、1点目のすけとうだら、オホーツク海南部の追加配分について説明をさせていただきます。資料2-1とあります資料をごらんになっていただければと思います。

この資料を裏返していただきますと、4ページ目に地図が載っております。すけとうだらのT A Cは3つの海域に分かれておりまして、このうちオホーツク海海域については、オホーツク海南部をする管理単位が沖底で漁獲されていることから大臣管理分、根室海峡とする管理単位が沿岸漁業で漁獲されていることから北海道知事管理分で構成されております。今回は、このうちのオホーツク海南部の大臣管理分に関する改定の作業をお願いしたいということでもあります。

オホーツク海南部のT A C設定の考え方については、ロシア水域とのまたがり資源であるとともに、我が国漁獲量比率が不明であるということから定量的な資源評価は行われておりません。従来、近年の最大漁獲量をT A Cとすることによって、近年経験した高水準の来遊にも対応できるよう、過去の最大漁獲量をベースにT A Cの設定を行ってきております。また、このように近年で最大の来遊状況にも対応できるという考え方によりましてT A Cを設定しておりますので、仮に当初の想定を上回る来遊が見込まれた場合には期中改定を行うことがあり得るということで運用してきているところであります。

今期の漁獲の状況であります。資料2-1を1枚おめくりいただきますと、3ページ目にグラフがございます。オホーツク海南部については、本年9月の資源管理分科会において、当初の想定を上回る来遊状況であるということで、過去の最高漁獲量を勘案しまして、2万8000トンから4万2000トンに期中改定をしております。その後の漁獲の状況ですが、9月に1254トン。それまでの過去最大は703トンでありましたので、かなりふえております。10月も、これまでの過去最大は998トンだったわけですけれども、4716トンということで、いずれも過去の最大を上回る水準で推移してきております。この結果、10月末

時点での採捕量は3万3110トンということで、過去の最大数量を既に大幅に上回る漁獲量となってきました。

特に今漁期は、漁獲を控えていただいた8月を除いて、5月からほぼ毎月、過去最大値を上回るということで、現在の魚群の来遊状況から、今後もこの数量を上回っていくだろうということで、かなり漁獲が見込まれるところであります。このため、改めてTACの追加配分を行うということで対応させていただきたいと考えております。

追加配分後の数量の計算ですが、8月を除く4月から10月までの今漁期漁獲量と、先ほど言いました過去最大の漁獲量の比率、これは各月ごとに求め、その平均値を計算いたしました。大体1.7266ということの数字になるわけですが、11月以降、明年3月までの各月の過去最大漁獲量に掛け合わせて、どれぐらいの見込みになるかということ計算しまして、その合計数量を11月から3月までの数量ということで計算しております。これに今漁期10月までの先ほど説明しました実績値に加算することで、今回のTACを設定していきたいと考えております。

結果としましては、11月から3月までの数量を計算しますと、1万8000トンを超える数量になります。これに先ほど申し上げました10月末時点の数量3万3110トンを加算して、1000トン単位で丸めた数量5万2000トンを今漁期のオホーツク海南部のTAC数量ということで設定していきたいと考えております。この結果、資料2-1の先ほどの4ページ目の地図にありますとおり、大臣管理分の部分を変更いたしまして、4万2000トンから5万2000トンとさせていただきます。

この結果、全体の配分数量については、1ページ目に数字を書いておりますけれども、オホーツク海の配分が4万2000トンから5万2000トン、矢印で示しておりますけれども、こういう形にさせていただきまして、沖底の配分も1万トンふえるということで、15万1000トンから16万1000トンにするということとさせていただきたいと考えております。

これがオホーツク海に係るすけとうのTAC変更の部分であります。

次に、もう一点、今回、すけとうだら太平洋系群の追加配分及びTACの改定について御説明をさせていただきたいと思っております。これについては縦長の資料2-2をごらんいただきたいと思っております。

すけとうだら（太平洋系群）のTACについては、前回の第48回の資源管理分科会において、新たなTAC管理方式として、TACの先行利用方式を御審議いただいたところであります。その前提条件として、自主的な漁獲努力量削減を実施した上で道南太平洋海域

において10月の1日当たりの採捕量がおおむね500トンを超えること、それから11月以降の採捕見込み量が直近の推移からおおむね9000トンを超えると推定されることとこの2点としております。

これを踏まえた今漁期の状況について、関係漁業者において網数ですとか、長さの削減、休漁等の漁獲努力量削減を実施していただいておりますが、10月の1日当たりの漁獲量は506トンとなり、11月上旬までの漁獲状況から推定した11月の採捕見込み量も1万1327トンということで、9000トンを大きく超えるという状況になっております。こういうことから、先月19日に北海道から水産庁に対し1万トンの先行利用の要望がなされたところであります。

なお、11月は既に終わっておりますので、実際の漁獲量は推計から少し多い1万2960トンということですが、こういう状況を踏まえて、北海道庁から追加利用の、先行利用の要望が来ているところであります。

それから、先行利用を行う場合の資源への影響ということでございますが、独立行政法人水産総合研究センターにおいてシミュレーションを行っていただきました。この結果が資料2-2の2ページ目、1枚おめくりいただきますと、ここに掲載をいたしております。このグラフをごらんいただきたいと思っております。これは2010年のTAC、基本的にABC13万トン。この数字は再評価後15万5000トンという数字になるわけですが、これを基礎として社会経済的状況を勘案し、17万1000トンということで設定しております。

こういったものに基づきまして、ここのグラフにあります、2010年においてABCどおり、先ほど言いました15万5000トンで漁獲した場合の推移が青色の線で示されております。それから、TAC数量近似の17万トンで漁獲した場合の推移が紫の線で図示しております。これに加えて、1万トンを先行利用したとして、18万トン漁獲をした場合は赤色の線で図示されております。

この結果、現行のTACとみなした17万トンと、1万トンふやした18万トンについては、下のほうに数字が掲載されておりますけれども、翌年以降、最近年の漁獲量の平均で漁獲したとすると、両者の数量の差異がここに載っております1年後には4000トン、2年後には2000トン、3年後からは現行TACと先行利用した場合の差が1000トン程度になるということで試算されております。

確かに、1万トンを先行利用すると、全く資源に影響はないというわけではございませんが、3年後には、その差異は1000トンということで、余り大きなものにはならないといっ

たシミュレーション結果となっているところであります。なお、このシミュレーションは今後新たな情報が入るということでは変わってくるという可能性もありますので、今後、当方としてはそこに関心を払っていきたいと考えております。

以上のように、前回議論いただきましたTACの先行利用について、先行利用に当たっての前提条件を満たし、かつ将来の資源への影響ということでシミュレーションしましたところ、これも科学的に説明が可能だということになりますので、その他の条件、すなわち「先行利用は1万トンを上限とする」、「先行利用により使用した分については、次年度のTAC割当から削減するが、削減分は、激変緩和のため、五千トンを上限とし、残余分は次々年度に削減をする」、3点目「TAC割当量からの削減が実施されている間は新たな先行利用は行わない」、このことを条件にして、先行利用分として北海道に対して1万トンの追加配分をすることにしたいと考えております。

資料2-1の4ページ目の先ほどの地図にありますとおり、このことから、太平洋海域の北海道配分分を7万8000トンといたしまして、太平洋海域のTACを17万1000トンから18万1000トンという形で変更したいと考えております。

それから、このTACの先行利用については、より正確な資源評価ができるよう直近の漁獲データの収集に努め、必要に応じて再評価が迅速に行えるような体制を整備していくという間の運用ということで前回、説明をしたわけでありまして。この点に関しては現在、沿岸漁船のデータ収集のためモニター船を定め、網数等の漁獲努力量、漁獲量等のデータの収集を開始しているほか、これまでも漁期中の来遊状況を調査船により魚群探知機を用いて調査してきておりましたが、ことしより、反応がどういった魚種なのかということを確認に把握するため、漁業者の協力を得てトロール調査等もあわせて実施しているところであります。こういう体制整備のための取り組みを鋭意図っていきまして、今後ともデータ収集を行えるように対応していきたいと考えております。

以上、いずれも、すけとうだらについて御説明をいたしました。これらを総合しますと、先ほどの資料2-1の1ページ目に総合されて書かれてありますように、すけとうだら全体では24万トンから26万トンという数量にしまして、大臣管理分を15万1000トンから16万1000トンへ、裏に都道府県への配分がありますが、そこに北海道の配分がありますように、北海道の配分を8万6000トンから9万6000トンにするということでTAC数量の改定をお願いするものであります。

諮問第189号に係る説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

大きく2点について御説明いただきました。第1点は22年度漁期のオホーツク海南部の大臣管理分の追加配分ですね。これにつきましては、またがり資源ですので資源評価は難しいということで、こういう追加配分が必要だという御説明でした。

第2点は太平洋系群の追加配分です。これは前回の資源管理分科会でお認めいただきました新しいシステムになると思いますが、不確実性により対応するためのTACの先行利用ということですね、それについて、北海道から申し出があったということです。

まず、先行利用の条件を十分満たしているということと、資源への影響について御説明がありました。これにつきまして、何か御意見、御質問ございますか。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員 まずオホーツクのことからお尋ねをします。資料2-1の3ページのグラフですが、先ほど8月は漁獲を控えたという御説明があったんですが、この点線の1月、2月のところが横になっているということは、ここも漁獲を控えるという意味があるんでしょうか。その辺を教えてください。

○木島資源管理推進室長 これは流水で操業ができないということでございます。

○宮原委員 もう一つ。太平洋系群につきましても、先行利用については大変ありがたいというふうに感謝を申し上げたいと思います。ただ、前回のペーパーにもありますように、再評価の問題、そして期中改定ができるような体制を早期に講じていただきたいという要望をあわせて申し上げます。

○櫻本分科会長 須能委員、お願いします。

○須能委員 それに関連しまして、資料2-2の4の先行利用の条件なんですが、良好な来遊状況に基づくわけですから、4.②ですけれども、先行利用により使用した分についての削減について、言葉のどこに入れるかですけれども、「原則として、激変緩和のため」、あるいは「激変緩和のため、原則として五千トンを上限」という形で、海洋条件の変化は予測しがたいもので、TACがそれに追従できるかどうか、要するに、資源状態がよければ、翌年の状況がいいにもかかわらず、前年借り分を返すということは相矛盾するわけですね。それに伴う資源評価がタイムリーにやれるかどうかという問題が内部にあると思うんですね。そういうものから言えば、「原則として」ということを入れておけば、5000トンにしないで、当時水準にもし得るし、ふやすことに矛盾も生じません。そういうことで、この言葉を入れておいたほうが弾力的な運用ができるのではないかと私は思いま

す。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か。

○木島資源管理推進室長 確認ですけれども、「原則」というのは5000トンにかかる原則でしょうか。

○須能委員 要するに、「削減分は」ということです。原則というのは、5000トンも、あるいは、それ以降の問題についても、しなくて済む場合もありますよという意味で、すべてに絡めた形にしてほしいと思います。

○木島資源管理推進室長 須能委員のお話は、先日も北海道の漁師さんと話をしてまいりました。現場からは、返したくないけれども、返さなければいけないよねということは皆さんよくわかっています。ですから、返さなければいけない数量ですから、これはできるだけ使いたくないというのが現場の沿岸の漁師さん方の本音です。ただ、どうしても使わなければいけない場合があり得るので、そこは道庁さんをお願いをして1万トンつけていただきたいと思っていますという話でございました。

漁獲可能量制度は、皆様も十分御承知のとおり、沿岸と沖合で、それぞれ過去の比率、漁獲実績に応じて配分をし、その中でそれぞれ利用するというシステムでございますので、仮に5000トンもしくは1万トンを使ってしまった場合に、それを返さなくてもいいということになりますと、そもそもの漁獲可能量制度の根幹にかかわる問題だと思っています。ですから、使った以上は返していただくというのを原則にしたいと考えています。現場も、それでおおむね納得はしております。

ただ、1万トンを仮につけたとしても、今回つける方向で御要望申し上げているわけですが、使った分だけ返せばいいわけですので、そこは現場も十分わかっておりますし、現場のほうでも慎重に利用していこうという方向で調整が進んでいると思っております。

○櫻本分科会長 須能委員。

○須能委員 この議論は、本質的にTACはだれのものかという議論なんですね。漁業者は少なく高く売るのが目的なのか、これを利用する加工業者を含めた全体的に見るのかというときに、他の魚種がないときに、この魚種に依存するというような地域経済があるわけです。資源があっても、今言うように、とらなくて高く売ったほうがいいのかという漁業者の論理も片方にあるわけです。

ですけど、本来、T A Cというのは、それに関連するすべての関係者で決めるものであるということから言えば、借りたものを返すんじゃなくて、資源に支障なければ臨機応変な対応をするということ、支障ないような形にすべきだということから、私はそういうふうにしていくべきだと。

ただ、今まで日本のT A C制度の本質は漁業者中心に考えていて、地域経済だとか何かで加工業者とか流通業者と意見交換して、適正な量はどうか、資源的にどういう影響があるのかという議論がまだまだ不十分だからね、そういう気がします。

そういうことの一つの走りから言えば、これは非常に重要な、柔軟的なのといいますか、日本にとっては初めて先行的に認めるというところに踏み込むのですから、できれば、ついでにそこまで踏み込んでいただければと思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 特にすけとうだらの場合は、御承知のとおり、A B Cを超えてT A Cを設定している唯一の魚でございます。来年、またお諮りをしようと思っておりますが、日本海のすけとうだらの問題、太平洋のすけとうだら、来年度のT A Cをどうやって設定していくのか、こういう場合には、当然ながら、現場の漁師さん方、またそれを利用しておる流通加工業者の方々、そういう方の意見も幅広く伺いながら、より皆さんがこの辺ならしょうがないよねと甘受できる、資源と利用する側との接点を求めていくということが重要なことだと思っております。

かつ、今回、先行利用を、そういう話がありましたけれども、仮に資源が今以上、来年の評価によってA B Cが上がり、またT A Cの設定がそれを踏まえてふやすことができるのであれば、その分は来年返す分も減っていくということで、できるだけ現場の漁師さん方にとって過重な負担にならないように運用していきたいと考えております。

○須能委員 こういう議論がこの場でされ、私の意は十分通じたと思いますので、この話をこれ以上進めません。今言ったような形で皆さんが引き続き関心を持っていただければ、すけそうの場合、特殊事情ですから、あえてこれ以上のことは言いません。原案どおりで結構です。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 1つは質問で、もう一つはお願いです。

1つの質問はオホーツクのほうです。今のところ、4万2000トンが5万2000トンまでふえるということになると、結果的に見た漁獲量は期末に4万2000を上回る可能性が結構あるのではないか。その場合は、ここの配分は過去最高ということですので、今年度出た数字が来年度からはずうっと続くという、過去最高の漁獲量をここに書くということになっているということは、もしこれが4万5000というので終われば、4万5000ということになるんでしょうかというのが質問です。

もう一つは、お願いといいますか、太平洋の今回の先行利用の件です。私は先ほど須能委員がおっしゃったことと逆の気持ちを持っています。この先行利用自身も経過措置であるということ肝に銘じなければならぬだろうと思っております。また、その経過措置が何年も続かないように、「そうだ、経過だったんだ」ということができるようにという意味では、資源評価を急いでいただくということ。それから、それで期中改定ができるようになった場合には、当初からABCを上回ったTACが設定されるということのないように、それも同時に担保してもらいたいというのが私の強い要望です。

TACはだれのものかとおっしゃいましたけれども、これは非常に根幹にかかわることで、ここで私見を申し上げることはいたしませんけれども、決して漁獲をしておられる漁業者あるいはそれを利用する加工業者だけのものではないと思っています。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

第1番の質問について。

○木島資源管理推進室長 オホーツクのすけとうだらに関しては、先ほどの説明にもございましたように、ロシアの資源がしみ出して、それを我が国の漁業者が利用しているという状況でございます。すなわち、我が国のみが厳格な資源管理をすることで、全体と資源の保全に十分つながらないということから、今までの来遊状況の最高値をもって漁獲可能量とするというやり方をとってきたわけでございます。結果としては、来遊状況が非常によかったという年があったわけでございますから、今年度の漁獲量の結果を見て来年の漁獲可能量にするということで整理をしたいと思っております。

一方、山下委員から、ABCにできるだけ近づけるべきだと、ABCにやるべきだという話もございました。私どもとしても、資源をいじめることなく保全を図っていく中で、漁業者の経済的な要因、いろいろなことは勘案しながら決めていきたいと思っております。今回の先行利用に関しても、できれば資源の評価を機動的に見直すということが必要であるんですが、特に北海道の沿岸のすけとうだら漁業については漁期が非常に短いという特

殊的な要因もございます。

そういう中で、かつ資源評価を十分見直すためのデータがまだそろっていないということから、私どもとしても、今回は緊急避難的にこういうふうなことをやっていこうということをお願いをしているところでございます。

いずれにしても、資源のデータの蓄積を先に進めていくことで、資源評価の見直し、また、より柔軟な対応ということについて努力をしてまいりたいと考えております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

お願いします。

○香川漁場資源課長 資源の評価に関連して、前回の本委員会の際に、私から、すけとうだら（太平洋系群）の資源状況について御説明をし、2011年のA B Cの数値についても御報告をいたしました。

まず、2011年の数値については、本年の漁獲状況を踏まえた形で、来年の夏から秋にかけては2011年のA B Cについて再評価をする予定でございます。これは必ず実施いたします。

それから、臨時再評価についても非常に強い要望があることは承知をしております。この要望を受けまして、水産庁、水研センター、道庁、道水試が参加をしまして、この件についての話し合いをしております。

これについては沿岸漁業のデータ等必要なデータの蓄積に努め、できるだけ早く臨時再評価が実施できるように検討したいと考えています。私どもとしては、何とか再評価が実施できるようなデータを集めて参りたいと思っております。いつできるという約束はできませんが、一生懸命データを集め、可能な限り早く実施できるように努めたいと思っております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

中田委員。

○中田特別委員 この件だけじゃないんですけれども、T A Cの設定というのは、漁獲量だけを監視するのではなくて、資源の回復が目的だと思うんです。したがって、ことし、ふえたから、それをとっちゃうということになると、いつまでたっても回復しないわけですね。T A Cをやってから10年以上になりますか。T A Cの目標をどこまで持っていくのか、どこまで資源を回復させるのかという目標をきちんと持って、そこまで到達するため

には、少しとれたから、すぐとっちゃおうというやり方だったら、いつまでたっただできないと思うんです。

だから、こういうふうにとれたのなら、これは将来に生きてくるんだから、とらないでおこうと。決まったんだから、とらないでおこうと。来年、またどういうふうを考えるかということを考えていかないと、いつまでたっただで終わらない。日本海なんか、すけそうは過去、相当いたんですけれども、今はほとんどとれません。私、新潟ですけれども、ほっけだとか、すけそう、はたはたもほとんどとれない。今は、さばとあじぐらいですか。これだって、将来、わからないですね。

そんな状況で、ふえたらとっちゃおうという考え方でやったら資源回復は見込みないですね。今言ったように、漁業者だけの問題でなくて、流通、加工、我々も関係はしているんですけれども、高くなったら消費者は買いません。漁業者の方は高く買ってくれという形で、いろいろと工夫して付加価値をつけるとか、ダイレクトに売るということを始めていますけれども、結局、流通が壊れてしまっているということもありますし、消費者は高くなると買いませんから、最終的には、末端では損しても売らなければならないという状況になっているわけですね。

したがって、資源はもっともっと回復させて、余るほどあれば安くなって消費者もみんな食べるだろうし、魚食も回復してくるだろうと思います。だから、この辺の考え方がすよね。TACの考え方は、もっと基本的に考え直す必要があるのではないかなと私は思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

これについては、何かございますか。

○木島資源管理推進室長 まず、漁獲可能量の対象魚種は7魚種ございますが、魚種ごと、系群ごとに資源管理のあり方は中期的管理方針で5年に1回決めることになっております。現在も魚種ごとに、どのように管理をしていこうかという方向性が決められております。原則、この方向性、方針に基づいて漁獲可能量を決めているという状況でございます。

一方、中田委員から、日本海すけとうだらについてお話がございました。確かにおっしゃるとおり、すけとうだら（日本海北部系群）という資源に関しては、非常に残念なことながら、近年、産卵期の海水温が非常に高い状況が続いていることから、漁業者が非常に努力をしているにもかかわらず、再生産がうまくいかない、すなわち資源が漸減傾向にあるという状況でございます。

こういう中で、漁獲可能量についても、御承知のとおり、毎年かなり下げているという状況でございます。それでも、なかなか追いつかないというところで、資源をどうやって守っていくのか、かつ、ふやすものがあれば当然、ふやさなければいけないわけですが、それぞれ資源の状況なり特性なりに応じて漁獲可能量の決定に努めてまいりたいと考えております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

中田委員の御意見、基本的にはそのとおりだと思いますけれども、少なくとも、きょうのすけとうだらの話については資源推定の不確実性にどう対処するかという、そちらのほうにウエートを置いた議論だと私は理解するんです。ですから、いろんな委員がおっしゃったように、できるだけ再評価をすると。その期間をできるだけ短くして、極端に言うところ、リアルタイムでできるような資源評価のシステムとABCの決定システムをつくるという、そちらが非常に大事だと私は思っています。

その経過措置として先行利用という形を考えたわけです。もちろん、これも厳格に運用していく必要がありますが、これがいつまでも使われるというよりはむしろ、きちんとした資源評価をして、再評価をしながらABCを見直していく、あるいはTACを見直していく。そういうシステムを早くつくっていく必要があると私は考えております。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、諮問第189号については原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第189号につきまして、答申書確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

22水審第21号

平成22年12月9日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美

平成22年12月9日に開催された水産政策審議会第49回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第189号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

資源管理部長にお渡しいたします。

[答申書手交]

そ の 他

○櫻本分科会長 以上で本日予定しておりました諮問事項については終了いたしました。続きまして、その他でございますが、何か御意見ございましたら承りたいと思います。

寺本委員、お願いします。

○寺本委員 先ほど、すけそうのことでいろいろ御意見を伺いましたけれども、今、途中のところですけど、さんまのこししのTACは、さんまの場合は比較的余裕があるということをやったわけですが、皆さん御存じのように、こししは海況の関係で非常に少ないということがあります。

また来年度にTACのことが出てくると思いますが、水産庁はどういうふうにお考えかお伺いしたいのは、こししの場合は公海で先に揚がったわけですね。日本のさんまの場合は棒受け網で、生で持ってくるものですから、公海漁場には行かなかったわけです。ところが、その漁場で日本船がやっていないときにでも、台湾あるいはロシア、その他の国がやっていたわけです。

先ほどTACはだれのものかということがありましたけれども、銚子あたりの加工業者が逆にさんまの冷凍船凍ものを台湾から輸入しているということがございました。日本の漁業者は、逆に言うと、魚価が上がって倍ぐらいになっているわけです。さっき流通の話が委員からありましたけれども、こういう中で、さんまのこししの実績、今どのくらいかわかりませんが、そのうち出るわけですが、来年のTACを考えた場合に、今までさんまは非常に余裕があるということで、ああいうわけだったわけですが、減ると。と

ころが、公海に日本は全然出ていないわけですね。

それで、日本の船に、あるいは外国がやっているような冷凍して持ってくるようなことを将来、考える必要が出てくるのではないか。今の棒受網の場合は、生で行って、原油が高いということもあるし、漁場が遠いということで出て行かない。ところが、外国はとっているわけです。日本のTACは日本の漁業者が全然できない。ところが、必要な加工業者とか養鰻業者としては、どうしてもほしいわけで、期中に既に輸入しているような状況があるということがあるので、将来のことを考えますと、今から、さんまについて、どういふような枠を与えるかという問題と漁法ですね。そういうことであれば行くという日本の船が船凍品で持ってくるということもあると思うわけです。

国費のことを考えますと、台湾とかロシアから買うというのはおかしな話で、ことしのように高いときでも、なおかつロシアには輸出しているんですね、道東から。ということは、彼らはもっと一生懸命公海でとると思うんです。日本は全然それをやっていないということがあるわけです。将来的に水産庁は、さんまの現状を踏まえて、どういふお考えかということ伺いたい。

○長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

1つは、さんまという資源が日本の200海里だけじゃなく、寺本委員がおっしゃるように、公海まで含めて広く分布して大きな資源量があるという中で、一つやらなければいけないのは公海を含めた国際的な資源管理の枠組みをつくっていくという話で、これは作業を進めている話です。

もう一つ、公海の資源を利用すべきではないかという部分については、今ある棒受網の漁業者は国内の生鮮市場向けで商売を成り立たせていますから、今利用していません公海に油をたいて行っても成り立たないということですから、その部分については、水研センターで公海の資源を使った操業の実証試験をここ数年やっているということでもあります。いきなり商売ベースに乗らないものについて行けと言ったって行きはしませんけれども、そういう漁業のモデルがあり得るのかということで実証事業をやっています。

それで、なかなか成果が出てきていないというのが現状ではあるんですけども、そういうことをやって、将来に向けて、今までの商売のパターンにこだわらずに、新しい漁業のあり方があるんじゃないかという部分については、水研センター、開発センターと言っていますけれども、その機能を生かしながら検討はしていくということでやっております。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

○寺本委員 はい。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

お願いします。

○香川漁場資源課長 漁場資源課長でございます。

前回の管理分科会で御質問がありましたオホーツク海するめいかの再生産に貢献する可能性ということでございますが、これについて私どもの考え方を御説明したいと思っております。

まず、オホーツク海に分布するするめいかは、1月から3月に東シナ海で生まれ、太平洋沿岸に沿って北上し、オホーツク海に至り、宗谷岬を抜けて、日本海を南下する。すなわち、1年をかけて反時計回りに日本周辺を一周する冬季発生系群と考えられております。

最近、北海道から、北海道周辺に分布するするめいかの回遊経路についての報告が出ております。これによりますと、1927年から2000年までに実施した標識放流調査、それから、いかの耳石に該当する部分を分析しまして、何日間生きているかという日齢の査定結果を用いまして、これまでのデータを分析しております。これによりますと、北海道周辺で標識放流をしたするめいかが、最終的には山陰あるいは長崎で相当数採捕されております。それから、羅臼で放流されたするめいかについても対馬で採捕された報告もございます。

そういうことを考えますと、知床半島からオホーツク海を経て日本海へ至るルートということで、11月にオホーツク海に分布するするめいかは、宗谷岬を経て日本海に回遊し、最終的には山陰あるいは長崎に至ると認識をしているところでございます。こうしたことから、11月にオホーツク海・根室海峡に分布するするめいかは冬季発生群の産卵に寄与する可能性があり、適切な管理措置のもとで管理されることが必要だと認識しております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 前々回の委員会でVMS設置の報告がありましたけれども、その後、予算が確保できたのか、ないし、今後どのような形で設置をしていくのか、その具体的なものがあれば教えていただければと思います。

○内海管理課長 管理課長ですけれども、VMSのお話をさせていただきます。

予算要求は今まさに財務省とやらせていただいております。表に出せる具体的な数字

は、これからだということであります。

それから、その折にお話ししましたように、沖底あるいは大中まきに設置をお願いしたいということで考えておりますけれども、業界と少しずつ、その予算要求の状況も踏まえて、そのお話をしながら、今後の対応について議論させていただいているところです。

12月末になって初めて各省の予算が固まりますので、そういうものが固まれば、改めてこの場でも御説明はしていきたいと考えております。

以上です。

○櫻本分科会長 先ほどのするめいかの件で御意見、御質問ございますか。質問された山田委員がきょうはお休みなので御納得いただくかどうかわからないんですが。標識放流の結果では、かなり南のほうに行っているという結果が出ているということですね。

それ以外で、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上で本日予定しておりました議題はすべて終了いたしましたので、事務局から次回日程の御報告をお願いします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですが、基本的には2月ごろをお願いしたいと考えております。具体的な日にちについては後日、事務局から調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻本分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会